

「東武クローゼット」使用規則

(総則)

第1条 東武クローゼット使用規則(以下本規則といいます)は、東武デリバリー株式会社(以下貸主といいます)と借主との間における「東武クローゼット使用契約」(以下本契約といいます)に基づく「レンタル収納スペース使用サービス」(貸主が提供するサービスであり、以下本サービスといいます)の利用について適用されます。

この場合の借主とは、東武クローゼット使用契約書(以下使用契約書といいます。)により、貸主に対し本サービスの利用を申込んだ個人または法人のうち、貸主がその利用を承諾した者をいうものとします。

2. 本契約は、借主が提出した使用契約書等が貸主に到着した時に成立します。借主は貸主が指定した時期までに、所定の使用契約書等を貸主へ提出するものとします。
3. 借主は本契約の締結前に必ず本規則を読み、その内容を確認するものとします。使用契約書を締結した時点もしくは本サービスの利用を開始した時点以降は、本規則が当然に適用されます。
4. 貸主は本規則を変更することがあります。この場合、貸主は借主への書面による通知または当社ホームページにおいて掲示を行うものとし、この通知または掲示のいずれか早い時点以降は、変更後の本規則が適用され、借主は変更後の規則を承認して本サービスを利用するものとみなされます。

(区画の使用)

第2条 貸主は、以下の条件により、東武クローゼットの使用区画(以下「区画」という)を借主が家財などの収納に使用することを承諾し、借主は貸主に使用料を支払います。

(使用目的)

第3条 借主は、本区画を本契約および本規則を遵守の上、借主の物品を収納する目的以外に使用してはなりません。

なお、第9条(禁止事項)を遵守するとともに、第10条で制限する物品を収納してはなりません。

(使用契約期間)

第4条 本契約の契約期間は原則として6か月とします。ただし、期間満了の1か月前までに借主は貸主に対し別段の意思表示をしない場合は、本契約は更新されません。

(期間内解約)

第5条 貸主は、本契約の期間中であっても借主に予告することにより、本契約を解約することができます。この場合、予告した日より3か月経過した月の末日をもって契約を終了します。

2. 借主が契約を解約する場合は、貸主に予告した日より1か月経過した月の月末をもって契約は終了します。
ただし、借主は予告に代えて翌月分使用料相当額を貸主に支払うことにより、即時解約することができます。

(使用料)

第6条 区画の使用料は申込(契約)書のとおりとします。

2. 借主は本契約成立に伴い所定のクレジット決済の手続きを行い、毎月クレジット決済日に当月分の使用料を借主指定の預金口座から「自動振替」により貸主に支払います。

(使用料の改定)

第7条 近隣土地建物の売買価格および賃貸価格の上昇、公租公課の増加、諸経費の高騰、経済情勢の変動などにより、使用料改定の正当な事由が生じた場合と貸主が認めた場合は、使用料を改定することができます。

(表明・保証)

第8条 貸主および借主は、本契約締結時において、自ら(法人の場合は、その役職員、親会社、関係会社、主要株主を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)に該当しないことを表明および保証します。

(禁止事項)

第9条 借主は次の行為をしてはなりません。

- (1) 本建物およびその敷地内での危険物ならびに火気の使用、喫煙、飲食等。
- (2) 本建物に損害をおよぼすこと。
- (3) 区画の修理、改造、模様替え等、現状を変更すること。
- (4) 電灯線、その他から電気を取り使用すること。
- (5) 第10条に定める制限品を収納すること。
- (6) 騒音、悪臭など近隣住居者もしくは通行人に迷惑を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為をすること。
- (7) 本契約に基づく権利を第三者へ譲渡、または担保の用に供すること。
- (8) 区画の使用権を転貸または第三者に使用させること。
- (9) 居住または宿泊をすること。
- (10) 区画を営業目的とする事務所、作業場、営業所などとして使用すること。
- (11) 電話、ファックスなどを設置すること。
- (12) 区画、本建物または敷地内において、看板、広告、文書などを表示、掲示すること。
- (13) 本建物内の通路または敷地内に物品を放置すること。
- (14) 貸主や他の利用者に不快感を与えたり、迷惑を及ぼすこと。
- (15) その他、区画を利用するにあたり不相当と貸主が判断すること。

(収納制限品)

第10条 次のものを区画に収納してはなりません。

- (1) 火薬類、薬物類、毒物、油脂類、発火の恐れがあるもの、ガスなどの危険物。
- (2) 動物、植物。
- (3) 位牌、遺骨またはこれに類するもの。
- (4) 腐敗しやすいもの、臭気を発する恐れのあるもの。
- (5) 現金、有価証券、印紙、証書、宝石、貴金属、美術品などの貴重品。
- (6) 法令によりその所持を禁止されている物品、公序良俗に反する物品。
- (7) 本建物を破損、または構造に影響をおよぼす恐れのある重量物（ピアノ、金庫等）、長尺物。
- (8) 廃棄物。
- (9) その他、収納するのが不相当と貸主が判断するもの。

(搬出入時間)

第11条 搬出入時間は店舗毎に別途細則により定めます。

2. 区画への1回あたりの入館時間は60分となり、60分を超える時は所定の手順により一度ご退出いただき、再入館をしてください。
3. 年1回電気設備点検のため、夜間8時間程度利用できないことがあります。この時は事前にメールにてご案内いたします。

(届出事項)

第12条 借主は次の各号に該当することが発生した場合は、直ちに貸主に届出なければなりません。

- (1) 住所、電話番号を変更したとき。
- (2) 使用料の支払いに使用するカード情報を変更するとき。
- (3) その他本契約の履行に支障をきたす一切の事項。

(損害の賠償)

第13条 借主の故意または過失により、貸主または第三者に損害を与えた場合、その損害およびその処理に要した費用は借主が負担します。

(管理責任と貸主の免責)

第14条 借主は自己の責任で自己の収納物品を管理します。

2. 貸主は本契約により、各種物品の収納スペースを提供するものであり、区画内の物品の保管を請け負うものではありません。区画に収納する物品の破損、汚損、焼失、紛失、盗取、性質の変化、瑕疵などに関する一切の責任を負いません。
3. 他の借主その他第三者の行為または不行為により借主が被った損害については、借主は貸主に対し、損害賠償など一切請求ができません。

(点検などによる区画への立ち入り)

第15条 毎月1回建物の保全、衛生、防犯、防火、その他建物の管理上、第三者立会いのもと、区画へ立ち入ることがあります。

2. 前項の定めにかかわらず、緊急を要する場合は、貸主は借主への承諾なくして前項の行為を行うことができます。なお、この場合、貸主は事後すみやかに借主に報告します。
3. 前2項の場合は、借主はその措置に協力しなければなりません。

(善管義務)

第16条 借主は区画、本建物内の共用施設（トイレ、階段など）および敷地内の施設（駐車場など）を、善良な管理者の注意をもって使用しなければなりません。

2. 借主は建物の修理を要する箇所を発見した場合は、貸主に直ちに通知します。

(使用料未払い、違約などによる本契約の解約)

第17条 借主が次の各号の一つに該当した場合は、借主に対して通知などを要せず本契約を即時解約することができます。この場合、借主は一切異議を申し立てず、また一切補償などの要求はできません。

なお、借主は貸主に損害を与えた場合は、貸主に損害賠償をしなければなりません。また解約された日よりその月の末日までの使用料は返還しません。

- (1) 借主が使用料の支払いを2か月分以上延滞した場合。
- (2) 使用申込（契約）書などに虚偽または不正の記載をした場合。
- (3) 第9条（禁止事項）または第10条（収納制限品）に違反した場合。
- (4) 本契約または使用規則に違反した場合。
- (5) 借主に著しい信用状態の悪化があったと貸主が判断した場合。
- (6) 借主が貸主の信用を失墜せしめ、またその他著しく不都合な行為があったと貸主が判断した場合。
- (7) 借主が行方不明となった場合。
- (8) 前各号の他、契約を継続しがたい重大な事由があると貸主が認めた場合。

(契約の終了)

第18条 次の各号の一に該当する場合、本契約は終了します。その結果借主に生じた損害について貸主は一切の責任を負いません。

- (1) 天災、地変または事変その他、貸主の責に帰すことのできない事由により、本建物が滅失または毀損し、その存続が不可能となった場合。
- (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本建物の取り払い、使用禁止などの事由が発生した場合。

(原状回復と残存物品の取扱い)

第19条 契約期間満了、期間内解約等により本契約が終了する場合は、借主は契約終了日までに、収納物品その他借主が区画に持ち込んだものすべてを引き取り、区画を原状に復し、区画を明け渡さなければなりません。

2. 借主が契約終了日までに収納物品を引き取らない場合は、貸主は借主がその所有権を放棄したものとみなし、貸主において収納物品を処分できます。借主はこの処分に一切異議申し立てができません。この場合、貸主は処分に関わる費

用を借主に請求できます。また借主は補償等の請求は一切できません。

(消費税)

第 20 条 区画の使用料および損害金等に賦課される消費税は借主の負担とし、借主は貸主の指定する方法により貸主に支払います。

(実費負担)

第 21 条 借主がセキュリティカードキーを紛失した場合は再発行費用 5,000 円を貸主は請求します。

2. 60 分以上の長時間滞在及び建物の閉じ込め等入退出手順の借主不徹底により、警備員が本物へ緊急出動した場合は、貸主は借主へ実費を請求することがあります。

(法令との関係)

第 22 条 本契約は借地借家法の適用を受けません。借主は同法の適用を主張できません。

(管轄裁判所)

第 23 条 貸主および借主は、本契約から生ずる権利義務に関する紛争・訴訟等については、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることを合意します。

(規定外事項)

第 24 条 本契約に定めない事項または解釈に疑義が生じたときは、貸主と借主は、法令および一般の取引慣行に従い、誠意をもって協議し決定します。

以 上